

様式第2号

売買契約書

- 1 売買代金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 〇% 円)

- 2 売買物件の種類、数量、所在地及び搬出期間等

物件 番号	品名	樹種	数量 (m ³)	物件所在地	搬出期間

高知県有林のみ適用 (100%SGEC 認証材かつ 100%PEFC 認証材 (認証番号: 〇〇〇))

- 3 契約保証金 円

- 4 特約事項 別紙のとおり

高知県 (以下「県」という。) と (以下「買受人」という。) とは、上記の売買物件を上記の売買代金をもって県が買受人に売り渡し、買受人がこれを買受けることについて、次の条項により売買契約を締結し、信義に従い誠実にこの契約を履行するものとする。この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、県と買受人とで両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。また、電子契約の場合はこの契約の締結を証するため、この契約書の電磁的記録を作成し、県と買受人とで両者電子署名を施した上、各自その電磁的記録を保管するものとする。

年 月 日

県
住 所
高 知 県

買受人
住 所
氏名又は名称

〔 法人にあつては主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名 〕

条 項

(総則)

第1条 県及び買受人は、この売買契約に関し、この契約書に定めるもののほか、栃木県営林産物売払規則（昭和41年栃木県規則第17号。以下「規則」という。）に従い、これを履行するものとする。
(売買代金の納入期限及び違約金)

第2条 買受人は、売買代金から買受人が既に納付した契約保証金を除く金額を、県が発行する納入通知書により、県が指定する日までに栃木県指定金融機関、栃木県指定代理金融機関又は栃木県収納代理金融機関に納入しなければならない。

2 買受人は、前項の規定により県が指定した日までに売買代金を納入しないときは、当該指定した日の翌日から納入のあった日までの日数に応じ、納入すべき金額に対し年18.25パーセントの割合で計算した違約金を県に支払わなければならない。

(契約保証金の充当)

第3条 契約保証金は、前条に定める金額を完納したときに、県において売買代金の一部に充当するものとする。

(所有権の移転)

第4条 売買物件の所有権は、買受人が売買代金（第2条第2項の規定により違約金を支払わなければならないときは売買代金及び違約金の合計額をいう。以下、この項において同じ。）を完納したときに県から買受人に移転するものとする。

(搬出計画工程表)

第5条 買受人は、売買契約後に搬出の着手から完了までの見通しについて、搬出計画工程表を県に提出しなければならない。

2 搬出計画に変更があったときは、変更後の計画工程表を提出しなければならない。

(売買物件の引渡し等)

第6条 買受人は、売買代金を完納したときは、その完納した日から10日以内に売買物件を所管する出先機関事務所長から売買物件の引渡しを受けるものとする。

2 買受人は、前項の規定による売買物件の引渡し前に売買物件を処分しようとするときは、あらかじめ県の承認を受けなければならない。

(産物受領書)

第7条 買受人は、前条第1項の規定により売買物件の引渡しを受けたときは、直ちに県に産物受領書（規則別記様式第4号）を提出しなければならない。

(根株の所属)

第8条 売買物件が立木である場合は、根株は県の帰属とする。

(産物伐採搬出着手届)

第9条 買受人は、売買物件を伐採し搬出したときは、遅滞なく産物伐採搬出着手届（規則別記様式第5号）を県に提出しなければならない。

(売買物件の搬出期限)

第10条 買受人は、売買物件を表記の搬出期限内に県営林の外に搬出しなければならない。

(搬出期限の延長及び延期料)

第11条 買受人は、天災その他やむを得ない事由によって搬出期限内に売買物件の搬出を完了することができないときは、その理由を明記した書面をもって搬出期限前にその期限の延長を県に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 県は、前項の申請に基づく承認にあたっては、天災その他県の責めに帰すべき事由によるものを除き、延期料として当該延期期間に対し、1日につき売買代金の1万分の5に相当する金額を買受人から徴収するものとする。

(代理人の届出等)

第12条 買受人は、代理人の選任、変更又は代理権の変更若しくは消滅が生じたときは、直ちにその旨を書面で県に届け出なければならない。

- 2 買受人は、前項の届出がないときは、代理人の選任、変更又は消滅をもって県に対抗することができない。

(施設の設置)

第13条 買受人は、売買物件の伐採、加工及び搬出等のために必要な施設を県営林内に設けようとするときは、県に申し出てその承認を受けなければならない。

- 2 買受人は、前項に定める施設の使用を終了し、又はこの契約が解除されたときは、県が指定する期間内に当該施設を収去して当該施設の敷地を原状に回復しなければならない。ただし、県の承認を受けたときはこの限りではない。

- 3 買受人は、前項の規定に違反してその義務を怠ったために生じた損害については、県の定めるところによりその賠償の責めに任ずるものとする。

- 4 第2項の規定により県が指定する期間内に収去を完了しない施設は、県に帰属する。

(届出の義務)

第14条 買受人は、次の各号の一に該当するときは、速やかに県に届け出なければならない。

- 一 売買物件以外の樹木に損害を与えたとき。
- 二 売買物件の根際に押印してある極印の印影を損傷して、その判別が困難になったとき。

(損害賠償)

第15条 買受人は、売買物件の伐採、造材又は搬出に当たり、その責めに帰すべき事由により県営林又はその産物に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(保安措置)

第16条 買受人は、作業にあたっては、土砂崩壊の誘因となる土引き及び突落し等の搬出方法は行わないものとする。

(搬出完了届)

第17条 買受人は、売買物件の搬出が終了したときは、遅滞なく産物搬出完了届（規則別記様式第6号）を県に提出しなければならない。

(搬出未済の売買物件の処置)

第18条 次の各号の一に該当するときは、搬出未済の売買物件は搬出されないことについて正当な理由がある場合として知事が定める場合を除き、県に帰属する。この場合において、県が損害を受けるときは買受人に対してその賠償金を請求することができる。

- 一 買受人から搬出完了の届出があったとき。
- 二 搬出期間が満了したとき。

(跡地検査)

第19条 県は、買受人から産物搬出完了届の提出があったときは、買受人に立会いを求め跡地検査を行うものとする。

- 2 買受人は、県から跡地検査の立会いを求められたときは正当な事由なくして跡地検査の立会いを拒むことができない。

(危険担保)

第20条 この契約締結後、売買物件が県の責めに帰することができない理由により滅失し、又は毀損したときは、その損失は買受人の負担とする。

(担保責任)

第21条 買受人は、この契約締結後、売買物件が種類又は数量に関して、契約の内容に適合しないものであることを発見しても履行の追完、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(催告による解除)

第22条 県は、買受人がその債務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における搬出の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(催告によらない解除等)

第23条 県は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

- 一 債務の全部の履行が不能であるとき。
 - 二 買受人が債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 債務の一部の履行が不能である場合又は買受人が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - 四 買受人が債務を履行することなく、搬出期間を満了したとき。
 - 五 前各号に掲げる場合のほか、買受人が債務の履行をせず、県が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - 六 買受人がこの契約に違反したとき又は買受人がこの契約に違反するおそれがあると県が認めたとき。
 - 七 買受人が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（買受人が個人である場合にはその者を、買受人が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 下請契約又は資材等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 買受人がアからオまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、県が買受人に対して当該契約の解除を求め、買受人がこれに従わなかったとき。
- 2 債務の不履行が県の責めに帰すべき事由によるものであるときは、県は、前条及び前項の規定による契約の解除をすることができない。
 - 3 第1項の規定によりこの契約が解除されたときは、買受人が納付した契約保証金は、県に帰属する。
 - 4 買受人は、第1項の規定によりこの契約が解除されたときは、県にその損失の補償を請求することができない。

5 買受人は、第3項の場合において、契約保証金をもって県の受けた損害の全部を償うことができないときは、その不足額を県に支払うものとする。

(談合その他不正行為による解除)

第24条 県は、この契約に関し、買受人が次の各号のいずれかに該当する場合には、催告なしにこの契約を解除することができる。この場合において、買受人は解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- 一 公正取引委員会が、買受人に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、以下「独占禁止法」という。）第49条の規定により、排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき（同法第77条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）
- 二 公正取引委員会が、買受人に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定により、課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（同法第77条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）
- 三 買受人が、独占禁止法第77条の規定による抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- 四 買受人（買受人が法人の場合には、その役員又は使用人を含む。）に対する刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(賠償額の予定)

第25条 買受人は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として契約金額の100分の20に相当する額を県の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、県がこの契約を解除するか否かを問わず、業務が完了した後も同様とする。

- 一 買受人が、独占禁止法第3条の規定に違反し、又は買受人が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、買受人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
 - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が買受人又は買受人が構成事業者である事業者団体（以下「買受人等」という。）に対して行われたときは、買受人等に対する命令で確定したものをいい、買受人等に対して行われていないときは、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - 三 納付命令又は排除措置命令により、買受人等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が買受人に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 四 買受人（買受人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）に対する刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の場合において、県に生じた損害額が前項に規定する賠償額を超えるときは、買受人は超過額を県の指定する期間内に支払わなければならない。

(書類の提出)

第26条 この契約に基づき買受人が県に提出する書類は全て、売買物件を所管する出先機関事務所に提出するものとする。

(疑義等の決定)

第27条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義を生じたときは、県と買受人が協議して定めるものとする。

特 約 事 項

- 1 売買物件が県行分収林の立木（主伐）の場合は、買受人は土地所有者、造林予定者及び県と県行分収林の伐採後の再造林に係る協定を締結すること。
- 2 買受人は伐採着手前に、作業責任者を選任するとともに、契約の履行に関する誓約書を県に提出すること。
- 3 作業道の作設にあたっては、「栃木県森林作業道作設指針」（平成23年6月17日付 環森政第139号）によること。なお、路網密度の上限は概ね200m/haとする。ただし、災害のリスク回避や作業の安全性確保等のため必要な場合は、最小限の範囲で上限を超えることができる。
- 4 枝条及び残材の整理については、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）によること。
- 5 買受人は伐採着手前に、森林作業道作設・枝条及び残材の整理に関するチェックリストを県に提出し、作業実施者に対してチェックリストの内容を十分に理解させること。なお、下請業者に部分下請させる場合は、下請業者にチェックリストの提出を求め、下請業者の分も併せて県に提出すること。
- 6 伐採区域の下方に人家・道路・河川等がある場合、伐倒木、丸太、枝条及び残材、転石等の落下・流出防止に最大限の注意を払い、必要な対策を実施すること。
- 7 搬出実施中、搬出完了時（重機撤退前）及び跡地検査時に、県から森林作業道・残材集積に関するチェック表による確認を受けること。
なお、確認の結果、手直しを指示することがあるので、速やかに対応すること。
- 8 特約事項に関して、県が指示する事項について遵守すること。

県行分収林の伐採後の再造林に係る協定書

土地所有者 ○○○○と、
買 受 人 ○○○○、
造林予定者 ○○○○、
立木販売者 栃木県（以下「県」という）は、
○○○(20○○)年○○月○○日締結した売買契約による立木伐採後の円滑な再造林のため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、次条に掲げる県行分収林において伐採後の再造林が確実に実施され、将来にわたり水源のかん養など森林の公益的機能が十分に発揮されるよう、それぞれの立場で協力して行うことを目的とする。

（対象とする区域）

第 2 条 この協定の対象となる団地及び所在地は以下とする。

- (1) 団地名 ○○○県営林
- (2) 所在地 ○○郡○○町大字○○ 0000 外 0
- (3) 林小班 ○○林班○準林班○小班（小班数が多い場合には別紙も可）
- (4) 面積 ○○ha 別図のとおり

（期間）

第 3 条 協定期間は、協定締結の日から当該伐採後の再造林の完了を造林予定者が県に報告する日までとする。

（責務）

第 4 条 土地所有者は、立木伐採後の跡地について森林法第 10 条の 7（又は、森林法第 34 条の 7）に基づき再造林を行う。

- 2 買受人は、伐採時期が決定した場合、土地所有者及び造林予定者と協議の上、森林法に基づく「伐採及び伐採後の造林の届出書（又は保安林内立木伐採許可申請書）」を作成し当該森林が所在する市町の長に提出するとともに、その写しを県に提供する。ただし、県が保安林立木伐採許可申請書を提出した場合を除く。
- 3 買受人は、伐採が完了した場合、土地所有者、造林予定者及び県に報告する。
- 4 造林予定者は、土地所有者、買受人双方と協議し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から 2 年以内に再造林を実施するよう具体的なスケジュールを立てる。
- 5 造林予定者は、買受人から伐採完了の報告があった場合、再造林を実施するとともに、再造林の完了後、土地所有者及び県に報告する。

- 6 造林予定者は、買受人が作設した森林作業道の取扱いについて土地所有者と協議を行い、今後の森林整備に用いない場合は、再造林を行い植生の回復を図る。再造林等の森林整備に継続的に用いる場合は、栃木県森林作業道作設指針に基づき土地所有者と造林予定者は協議の上管理主体を決め、管理主体は森林作業道台帳を作成し適正な管理を行う。
- 7 買受人と造林予定者は、再造林に向けて、枝条及び残材等の処理について協議し作業分担の調整を行う。
- 8 県は、土地所有者、買受人、造林予定者と連絡を密にし、再造林が円滑に進むよう必要な調整を行う。

(譲渡等)

第5条 土地所有者は、この協定の期間内に対象森林を第三者に譲渡する場合は、この協定に定められた内容を承継させなければならない。

- 2 土地所有者は、この協定の期間内に対象森林の所有権を第三者に譲渡した場合、買受人、造林予定者、県に通知しなければならない。

(その他)

第6条 その他この協定の実施に関し必要な事項については、土地所有者、買受人、造林予定者及び県の協議により定めるものとする。

この協定を証するため、本書を4通作成して、土地所有者、買受人、造林予定者及び県が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

土地所有者 住 所
氏 名 印

買 受 人 住 所
氏 名 印

造林予定者 住 所
氏 名 印

立木販売者 住 所
氏 名 栃木県〇〇〇〇事務所長 印

契約の履行に関する誓約書

売買物件の種類、数量、所在地及び搬出期間等

物件番号	品名	樹種	数量（m3）	物件所在地	搬出期間

私が買い受けました上記物件について、次の者を作業責任者に選任し、森林作業道作設及び立木の伐採搬出にあたっては、作業実施者を十分に監督し、豪雨等による災害の未然防止に努めながら契約を履行することを誓約します。

年 月 日
〇〇事務所長 様

買受人 住 所
氏 名

（法人にあっては主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名）

作業責任者 氏 名
連絡先

（下請業者が作業する場合に記載）
また、作業実施者として下記の者に部分下請させます。

作業実施者 住 所
氏 名

（法人にあっては主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名）

様式第9号（売買契約書 特約事項の5）

森林作業道作設・枝条及び残材の整理に関するチェックリスト

日 付	年 月 日				
物件所在地	〇〇県営林				
買 受 人	〇〇	作業責任者	〇〇 〇〇	TEL	
作業実施者	〇〇	作業担当者	〇〇 〇〇	TEL	
幅 員	〇m				

※作業実施者の欄は下請業者が作業する場合に記載

確認者：〇〇

区分	確認事項	チェック
路線計画	① 路体は堅固に締め固めた土構造を基本とする。	
	② 地形に沿った屈曲線形、排水を考慮した波形勾配とする。	
	③ 林道や公道との接続地点、地形を考慮した接続方法を適切に決定する。	
基本事項	④ 作設箇所は原則として 35° 未満とする。人家、施設、水源地などの保全対象がない箇所を基本とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避け迂回方法を適切に決定する。	
	⑤ 急傾斜地の0次谷（※）を含む谷地形や破碎帯などを通過しなければならない場合は、区間を極力短くする。 ※0次谷とは谷の上流部・集水域にある凹地形	
	⑥ 溪流沿いからは離し、濁水や土砂が溪流へ直接、流入しないようにする。	
	⑦ 作設箇所について、やむを得ず 35° 以上の箇所、保全対象が周囲に存在する箇所、一般的に崩壊しやすい箇所又は溪流沿いを通過する箇所は適切な構造物の設置を検討する。	
	⑧ 環境への影響に配慮した必要最低限の路網密度となるよう配置する。	
	⑨ 造材、積込み作業等を安全かつ効率的に行うための土場等の平地や空間を適切に配置する。	
	⑩ 希少な野生生物等が確認された場合は、県に報告し路線計画や作業時期の変更等を検討し実施する。	
	⑪ 森林法等に基づく届け出等の手続きについて、所管する林務担当部局に確認する。	
幅員	① 林地の傾斜及び走行する林業機械等に応じて安全性に配慮しつつ必要最小限の規格で設定する。 (1) 傾斜 25° 以下 ベースマシンが 7t 及び 12t クラスの機械の場合 幅員 3.0m (2) 傾斜 25° ～35° 〃 7t クラスの機械の場合 幅員 3.0m 〃 4t クラスの機械の場合 幅員 2.5m (3) 傾斜 35° 以上 〃 4t クラスの機械の場合 幅員 2.5m	
	② 林業機械等の作業の安全性・作業性の確保の観点から当該作業を行う区間に限り、必要最小限の余裕を付加できる。(12t クラスの機械の場合 0.5m 程度)	

区分	確認事項	チェック
平面 曲線	① 円曲線の設定を行わずに、林業機械の走行において内輪差や下り旋回時のふくらみを考慮するなど安全に走行できるような線形とする。	
縦断 勾配	① 集材作業を行う車両が、木材を積載し安全に上り走行・下り走行ができるとともに、波形勾配による分散排水が行えることを基本とする。	
	② 路面の固さや土質、急勾配ほど路面浸食が起きやすくなること等を考慮する。	
	③ 岩や礫質土など現地条件が良い場合は概ね 10°（18%）以下とし、やむを得ない場合は短区間（概ね 100m 程度以下）に限り概ね 14°（25%）とするが、敷砂利等の簡易な路盤工により侵食を抑える。	
	④ 安全確保の観点から、急勾配区間と曲線部の組み合わせを避ける。	
排水 施設	① 原則として路面の横断勾配を水平にした上で、縦断勾配を可能な限り緩やかにし、かつ、波形勾配を活用しこまめな分散排水を行う。	
	② 排水先は安定した尾根部や常水のある沢にし、安全かつ適切に処理する。局所的な湧水や滞水がある場合は、状況に適した排水施設を設置する。	
	③ 縦断勾配、区間延長及び集水区域の広がり、溪流横断の有無等を考慮し、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置する（こまめな排水）。	
	④ 横断排水施設やカーブを利用して分散排水する。排水先がない場合は、側溝等により導水する。	
	⑤ 排水溝は、原則として開きよとする。	
	⑥ 小溪流の横断は、原則として洗い越し施工とする。	
	⑦ 丸太やゴム板による横断排水施設は、林業機械等の重量などを考慮する。	
	⑧ 排水はカーブ上部の入口部分で行い、曲線部への雨水の流入を避ける。	
	⑨ 横断排水施設の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩石で水たたきを設置する。	
	⑩ 水平区間など危険のない場所で横断勾配の谷側をわずかに低くした場合、必要に応じて丸太等による路肩浸食防止を行う。	
	⑪ 転落事故防止のため、外カーブで谷側を低くしない。	
切土 盛土	① 路体の締固めを適切に行い、堅固な土構造によることを基本とする。	
	② 幅員や土場等は作業の安全を確保できる必要最小限のものとし、切土盛土の量を調整するなど原則として残土処理を発生しないようにする。	
基本 事項	③ やむを得ず残土が発生しそれを処理する場合には、盛土規制法等に則して適切に処分する。	
切土	① 切土高は 1.5m 程度以内を基本とし、高い切土が連続しないよう施工する。	
	② 切土のり面勾配は土砂の場合は 6 分、岩石の場合が 3 分を基本として施工する。（緊結度が高く、切土高が 1.2m 程度以内の場合は直切が可能）	

区分	確認事項	チェック
盛土	① 堅固な路体を作るため、地山に段切りを行った上で、極力表土を取り除いた土により盛土を行い、締固めは概ね 30cm 程度の層ごとに十分に行う。	
	② 盛土のり面勾配は、概ね 1 割より緩い勾配とする。また、やむを得ず盛土高が 2m を超える場合は、1 割 2 分より緩い勾配とする。	
	③ ヘアピンカーブでは、路面高と路線配置を精査し、盛土箇所を谷側に張り出す場合には、十分な締固めや構造物を設けるなどして、路体に十分な強度を持たせる。	
	④ 沢、湧水箇所、地表水の局所的な流入箇所は、盛土を避け土場は設置しない。やむを得ない場合は排水施設を設置する。	
	⑤ 盛土の土量が不足する場合は、安易に切土を高くせず、当該盛土の前後の路床高の調整など縦方向での土量調整を行う。	
構造物等	① 土構造を基本としているが、林業機械等の走行における安全の確保や路体を維持するために構造物を設置する場合は、必要な機能を有する工種・工法を選定し、現地条件に応じた規格・構造とする。	
	② 軟弱地盤を通過する際は、水抜き処理、側溝の設置等を行う。そのほか、必要な路面支持力を得るため敷き砂利の実施を検討する。	
	③ 2 t 積トラックなど（ホイール系作業車）接地圧の高い車両が走行する場合には、荷重を分散させるため丸太組による路肩補強工を実施する。	
伐開 (間 伐)	① 斜面の方向や気象条件を考慮し、必要最小限の幅とする。	
	② 幅は、土質条件や風衝を考慮して決定する。	
	③ 路線谷側沿いの立木は、路肩部分を保護し、林業機械等運転者の視線を誘導することから走行の支障とならない範囲で残す。	
周辺 環境 への 配慮	① 人家、道路等の保全対象が周囲にある場合は作設しない。やむを得ず作設する場合は、土砂の流出や土石が周辺に転落しないよう、必要な対策をとる。	
枝条 残材 の整 理	① 枝条及び残材（以下「枝条等」という）については、木質バイオマス資材等への有効利用に努める。	
	② 伐採後の植栽作業を想定して、伐採作業時から伐採後の地拵え等の作業が効率的に行えるよう枝条等を整理する。	
	③ 造林予定者と現場の後処理等の調整を図る。	
	④ 枝条等を置く場所を分散させ杭を打つなどの対策を行う。	
	⑤ 枝条等が出水時に溪流に流れ出ること、雨水を滞水させること等により林地崩壊を誘発することがないよう、沢近くや森林作業道に積み上げない。	

森林作業道・残材集積に関するチェック表

確認の内容		内容の適否				指示事項
		日付	日付	日付	日付	
伐開幅	伐開幅は、斜面方向、風衝等を考慮し、幅員に応じて最小限の幅となっているか（間伐のみ）					
幅員	林地傾斜及び林業機械に対応した必要最小限の幅員となっているか					
	林業機械での作業の安全性は確保されているか（作業区間に限り必要最小限の余裕を付加できる）					
勾配排水	縦断勾配は、緩やかな波状で分散排水になっているか。または、安全な箇所・状態でこまめな排水になっているか					
	横断勾配は原則水平となっているか					
	横断勾配を谷側にわずかに低くした場合、必要に応じ丸太等で路肩の浸食防止を行っているか					
	外カーブの谷側は水平となっているか					
	排水先は安定した尾根部や常水のある沢になっているか					
	局所的な湧水や滞水进行处理しているか					
切土	切土の法高は 1.5m 以内となっているか					
	法面勾配は土砂は 6 分、岩は 3 分になっているか（緊結度が高く 1.2m 程度以内の場合は直切が可能）					
盛土	盛土部は十分に締め固められているか					
	法面勾配は概ね 1 割となっているか（盛土高が 2m を超える場合は 1 割 2 分より緩い勾配）					
構造物	構造物の設置は必要な機能を有する工種工法を選定しているか					
実施時 その他	土石の流失、転落の防止策は適切に行われているか					
	根株やはぎ取り表土は盛土法面の保護として活用されているか					
	根株等は作業に支障がないよう固定されているか					
	根株等は丸ごと路体内に完全に埋没していないか					
完了前 その他	伐採エリアは適切であるか（対象外の樹木を誤って伐採していない）					
	残材等は放置されていないか（搬出未済の産物譲渡に係る契約対象は除く）					
	残材等が植付に支障ない程度に分散集積されているか					
	造林予定者と現場の後処理等の調整を図っているか					
	残材等が沢に集積されていないか					
	林地内に残土が処理されないまま放置されていないか					
	林地内の土壤に浸食や流出等の被害がないか					
	搬出に使用した周辺道路や残存木に損傷がないか					
手続	森林法上の手続き（伐採届の提出等）が適切に行われているか					

搬出計画工程表

売払物件名																
物件所在地																
搬出期間	着手	〇〇年〇月								搬出期限	〇〇年〇月〇日					
	完了	〇〇年〇月														
年度・月 作業種	〇年度				〇年度				〇年度				〇年度			
	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月
準備																
作業道開設																
立木伐採																
搬出																
後片付け																
上記のとおり実施します。 年 月 日 〇〇事務所長 様 住所 氏名又は名称																

(注1) 変更の場合は当初を赤、変更後を黒で対照すること。

(注2) 着手とは、搬出のための準備(現地調査又は伐採等)を開始することをいう。

(注3) 作業種は必要に応じて追加・変更ができる。

(注4) 伐採年度毎の制限がある場合は、適合状況が分かるよう、面積等を記載した図面を添付すること。